

平成29年1月16日
総合政策局物流政策課

改正物流総合効率化法に基づく計画の認定について

国土交通省は、百年住宅(株)等から申請のありました総合効率化計画2件について、改正物流総合効率化法第4条第4項の規定により認定しました。本年10月の法改正後に認定された計画は、今回認定した2件を加えて10件になりました。

国土交通省では、労働力不足への対応や環境負荷低減への取組を進めるため、本年10月に改正された「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」に基づき、関係者が連携して物流の総合化・効率化を推進する取組みを幅広く支援しております。

今般、申請がありました2件の計画(詳細別紙)は、①船舶を利用したモーダルシフト(名古屋港～仙台港)②鉄道(吹田～金沢間)を利用したモーダルシフトとなっています。これらの取組みは、いずれもトラックドライバーの運転時間削減等の省力化がなされ、二酸化炭素排出量が削減されることから総合効率化計画として認定しました。

【事業概要1】

認定日：平成28年12月28日

事業名：船舶を利用した住宅部材を輸送するモーダルシフト

実施事業者：百年住宅(株)、センコー(株)

事業内容：別紙1参照

【事業概要2】

認定日：平成29年1月16日

事業名：同業他社(アサヒ・麒麟)の連携による中距離の共同モーダルシフト

実施事業者：日本通運(株)、アサヒビール(株)、麒麟ビール(株)、日本貨物鉄道(株)

事業内容：別紙2参照

【問い合わせ先】

国土交通省総合政策局物流政策課 伊東、富田、堀

代表：03-5253-8111(内線53-315、25-402、53-334)

直通：03-5253-8799 FAX：03-5253-1559